

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

なお、それまでは、実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、平成18年に公安委員会及び警察本部長を除く実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定していました。

平成27年度に神奈川県個人情報等取扱事務要綱等に基づき対応した事故等の件数は、68件となっており、前年度と比べて21件増加しました。

実施機関別の件数の内訳は、教育委員会が44件（64.7%）、知事が21件（30.9%）、公営企業管理者が2件（2.9%）、労働委員会が1件（1.4%）となっています。

（表—13）

実施機関	知 事											公営企業管理者	議会	教育委員会	人事委員会	労働委員会	合計	
	ヘルスケア局	政策局	総務局	安全防災局	県民局	環境農政局	保健福祉局	産業労働局	県土整備局	会計局	その他							計
件数	1	1	7	0	2	1	5	0	2	0	2	21	2	0	44	0	1	68

（備考）表中「ヘルスケア局」とあるのは「ヘルスケア・ニューフロンティア推進局」

また、事故等の類型別の件数の内訳は、誤送付・誤送信が26件（38.2%）、紛失が25件（36.8%）、誤廃棄が6件（8.8%）、誤交付が6件（8.8%）となっており、全体の90%超をこれらが占めています。

（表—14）

	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	26	6	6	25	0	5	68